諮問番号：平成３０年度諮問第１８号

答申番号：平成３１年度答申第６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年２月８日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

（１）本件処分は、審査請求人の○（以下「○」という。）が年金の遡及分を受給し、それを審査請求人が相続したことに対するものであるが、仮に○が年金を正規に受けていたとしても、毎月の最低生活費を下回る収入であり、保護費を受給できることは明らかである。生活保護受給者の生活資金支出状況については、すべて通帳により確認が可能であり、年金を正規に受けた場合を仮定して月間の最低生活費を下回る期間については、法第６３条の「資力がある」と判断できない期間と考える。保護開始時から受給した保護費の全額が返還金の算定対象となることに納得がいかない。

（２）○は、審査請求人が幼少のころに失踪し、平成２８年に処分庁からの連絡により行方が判明した。相続については、一時的に回答を保留したが、処分庁の担当者から、口座が凍結されて生活保護費用の返還金の回収が困難であることや、通帳残高から返還金を差し引いても１００万円程度は相続可能であろう旨の説明を受けたことで、遺産相続及び返還金の支払いについて承諾したものである。

（３）○の年金受給権は、生活保護を受ける前から既に有しているのであり、遡及年金が発生した理由も、裁定請求や障害認定の遅れによるものではなく、年金機構の受給額算定誤りに起因するものであるため、問答集の資力発生時点の判断は当てはまらない。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

審査請求人は、年金が遡及ではなく毎月正規に支給されていたと仮定すれば、生活保護を正当に受給できる、法第６３条の「資力」がない期間があったと考えられるので、保護開始に遡及して受けた保護費全額が対象とされ、遡及年金のほぼ全額が返還金とされることに納得ができないと主張している。

しかしながら、第５の１（３）乃至（５）のとおり、年金受給権発生日が保護開始日より前となる場合は、保護開始時から資力を有していた場合で、直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に該当し、年金受給権が生じた日から第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされており、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

そのため、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすることとされている。

本件についてみると、○は、保護開始後に年金受給権があることが判明し、保護開始前である平成２３年６月から平成２８年７月分までの年金を遡及して一括受給したため、処分庁は、○が平成２８年９月までに受給した保護費を返還対象とし、遡及して受給した年金の金額を費用返還額として決定したものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

**第４　調査審議の経過**

　平成３０年１２月１８日　　諮問書の受領

平成３０年１２月２１日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１月１１日

口頭意見陳述申立期限：１月１１日

平成３０年１２月２５日　　第１回審議

平成３１年１月３１日　　　第２回審議

平成３１年２月２５日　　　第３回審議

平成３１年３月１５日　　　第４回審議

平成３１年３月２２日　　　審査会からの質問に対する審査庁の回答の求め

平成３１年４月８日　　　　第５回審議

平成３１年４月１９日　　　審査庁から回答書の受領（平成３１年４月１９日付け)

平成３１年４月２５日　　　第６回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（３）「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問１３の５の「法第６３条に基づく返還額の決定」の答（１）は、「法第６３条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と記している。

（４）問答集の問１３の６の「費用返還と資力の発生時点」の答（１）は、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。（中略）なお、上記により資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意すること。」と記している。

（５）問答集の問１３の２３の「法第６３条・法第７８条と控除」の答（１）「法第６３条を適用する場合で、保護開始時から資力を有していた場合」は、「保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態であれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２７年４月３日付けで、処分庁は、○に対し法による保護を開始した。

（２）年金記録照会の結果、○に老齢基礎厚生年金の受給権があることが判明したため、○が裁定請求手続を行ったところ、平成２８年１０月６日付けで、国民年金・厚生年金保険年金決定通知書・支給額変更通知書及び年金支払通知書により１，１７０，２８０円が支給される旨の通知があり、平成２８年１０月１４日、○は同額を受領した。

（３）平成２８年１０月１４日、○が死亡したため、処分庁は、同月１５日付けで、○に対する保護を廃止した。

（４）平成２８年１２月２７日、処分庁は、法定相続人である審査請求人に対し、遡及年金を含む遺留金が１６２万５，８７５円あり、法第６３条の適用により既に支給した保護費を遡及年金から返還を求める予定であること、及び審査請求人しか遺留金を預金口座から引き出せない状態であることを伝えた。また、処分庁は、遺産相続の意思の有無を照会し、審査請求人から、数日返事を待ってほしい旨の回答を得た。処分庁の説明内容について、審査請求人は、法第６３条の適用後の金額について、１００万円程度は相続可能であろう旨の説明を受けたと主張している。

（５）平成２９年１月４日、処分庁は、審査請求人が遺産相続する意思がある旨の回答を得た。

（６）平成２９年２月８日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、返還金額を１，１３３，６７８円、返還の理由を「○○○○様[○]は、平成２７年４月３日から平成２８年１０月１４日まで生活保護法による保護の適用を受けておられましたが、平成２８年１０月１４日に平成２３年６月から平成２８年７月までの老齢厚生基礎年金の遡及分として１，１３３，６７８円を受給されました。このため平成２７年４月から平成２８年９月までに支給した保護費１，２９５，０４６円（内訳：生活扶助５５１，０４６円、住宅扶助７４４，０００円、医療扶助および介護扶助除く）のうち過支給となった１，１３３，６７８円について、法定相続人である○○○○様[審査請求人]に対し法第６３条を適用し、費用の返還を求めるものです。」とする本件処分を行った。

（７）平成２９年３月２２日、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

３　判断

（１）法第６３条は、利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、その資力を現実に活用することができず、保護の必要が急迫していること等を理由として保護を受けた者について、その資力を現実に活用することができる状態になった場合において、当該保護を有効なものとしつつ、当該保護の実施に要した費用の返還義務を定めたものである。

つまり、保護費の支給は、行政処分である保護の開始又は変更決定に基づくものであるから、これらの処分が取り消し等によりその効力を否定されていない以上、本来であれば、これが民法第７０３条にいう「法律上の原因」のない不当利得に当たるということはできない。そのため、法第６３条は、被保護者が「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」には、返還義務が生じることを確認した上で、その金額を具体的に確定するため、行政処分である費用返還決定を行うことによって返還を求める仕組みを採用している。

同条が、返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」と上限となる金額を定める一方、その算定方法を具体的に規定せず、「保護の実施機関の定める額」と規定しているのは、上記資力の限度において本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつ、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としていること（法第１条）に鑑み、全額を返還させることが不可能又は不相当である場合には、全額を返還させずに支給済みの保護費の範囲内において返還額を定めることができるものとする趣旨に出たものであると解される。

そして、法第６３条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況及び地域の実情等を踏まえた個別具体的かつ技術的な判断を要するものというべきであるから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限（法第２８条及び第２９条）を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられている。

したがって、本件において、○に対し法第６３条に基づく費用返還決定が行われていないにもかかわらず、老齢基礎厚生年金が受給権発生日に遡及して一括支給されたことにより、当然に具体的な費用返還義務の対象となる金額が確定していると解することはできない。

（２）もっとも他方で、問答集の問１３の１４では、被保護者の死亡後に預貯金のあったことが判明し、これを親族が相続した場合に、法第６３条の規定による費用返還義務は相続人に承継されるという行政解釈が示されており、本件処分及び審理員意見書はこうした解釈を前提としたものとみられる。

相続は被相続人の死亡によって開始し、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法第８８２条及び第８９６条）。また、相続人が相続開始を知った時から３か月以内に限定承認又は相続の放棄をしなかったときは、単純承認をしたものとみなすこととなる（民法第９１５条第１項及び第９２１条）。

被保護者に対して費用返還決定が行われていない以上、その具体的な返還額はいまだ確定しているとはいえないが、その死亡による相続については、費用返還にかかる債務の金額が確定していなくても、当該債務については相続人に承継されると考えられる。

本件においては、○は１１３万円余の額の年金を一括受給しており、こうした場合には法第６３条に基づく費用返還決定が行われる可能性が高いこと、処分庁は本件処分に先立ち審査請求人に対して同条に基づき返還を求める予定であることを伝え、そのうえで審査請求人の相続の意思を確認していたこと、審査請求人もまた返還金の算定方法に納得していないとはいえ、処分庁に返還金納付の意思があることを示していたことを勘案すると、上記の考え方に依拠するとしても不合理であるとはいえない。

　（３）次に、返還金額について、１（４）及び（５）のとおり、年金受給権は年金支給事由が生じた日に発生し、年金受給権の発生日から法第６３条の返還決定の対象となる資力が生じていたものと解されており、この時点が保護開始前となる場合でも、保護開始以降に支給した額についてその費用の返還決定が行われる。

また、審査請求人は、「老齢厚生基礎年金の遡及分を正規に受けた場合を仮定して、本来の生活資金の状況を確認することは可能であり、月間の最低生活費を下回る期間が存在する」と主張する。もっとも、法６３条は，保護の受給が適法であったことを前提としてその費用の返還義務を定める規定であって、保護を受給しなかったことを仮定して当該世帯の経済的状況を再現して返還額を確定すべきことを定める規定ではないと解されている（裁判例として、東京地方裁判所平成２７年３月１０日判決)。この考え方に照らして考えると、○が老齢厚生基礎年金の遡及分を正規に受けた場合に月間の最低生活費を下回る期間があったという仮定に基づく審査請求人の主張は、これを容れることができない。

その他に、処分庁が本件処分により決定した返還金額を違法又は不当とする事実は認められない。

（４）以上より、本件処分には違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子